

留萌市公共工事等の前金払及び中間前金払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定に基づき、留萌市が発注する公共工事の前金払及び前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、予定価格が300万円以上であり、かつ、事業期間が50日以上建設工事の請負契約（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、建設工事については契約金額の10分の4以内とし、建設工事に係る設計、調査、測量等の業務委託契約については契約金額の10分の3以内とする。

2 建設工事において、留萌市低入札価格調査制度に係る調査対象となったときは、前項に規定する割合は10分の2以内とする。

(前金払の端数処理)

第4条 前金払の額を算出した場合において、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(前金払を受ける場合の手続)

第5条 受注者が前金払を受けようとするときは、公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、市に保証証書を寄託すると共に市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(前金払の変更等)

第6条 市長は、前金払をした後に契約の内容を変更し、その結果契約金額に増減が生じた場合において、前金払の額を変更する必要があると認めたときは、当初の前金払の率を増減した契約金額に乘じ、その増加分については支出し、減少分については返還させなければならない。

2 市長は、前項の規定により前金払の額を変更する場合は、受注者に保証契約変更証書を寄託させなければならない。

(前金払の使用等)

第7条 受注者は、前金払を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の貸借料、

機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（前金払の返還）

第8条 前金払の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払った前金払の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 保証事業会社との間の保証契約が解除されたとき。
- (2) 市との契約が解除されたとき。
- (3) 前金払を当該公共工事以外の経費の支払に充てたとき。

（中間前金払の対象）

第9条 中間前金払の対象は、前金払をした建設工事のうち、契約金額が500万円以上であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事等に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事等に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 部分払いを行う建設工事となっていないこと。

（中間前金払の割合）

第10条 中間前金払の割合は、契約金額の10分の2割以内とする。ただし、中間前金払した後の前金払の合計額が契約金額の10分の6を超えてはならないものとする。

- 2 前項ただし書について、留萌市低入札価格調査制度に係る調査対象に係る工事のときは、契約金額の10分の4に相当する額以内とする。

（中間前金払の認定請求等）

第11条 受注者が中間前金払の支払を受けようとするときは、認定請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書の提出を受けたときは、当該認定に係る調査を行わなければならない。
- 3 市長は、前項の調査の結果が妥当と認めるときは、認定（否認）通知書（別記様式第2号）を作成の上、受注者に交付しなければならない。

（準用）

第12条 第5条から第10条の規定は、中間前金払について準用する。

(継続費及び債務負担行為に係る特例)

第13条 第2条の規定に該当する継続費及び債務負担行為に係る契約については、当該各会計年度のでき形部分等予定額を対象として、前金払及び中間前金払をすることができるものとする。

(工事費等支出計画書の提出)

第14条 建設工事等の執行担当課は、毎年3月31日までに翌年度内で支出を予定する額につき、建設工事等月別支出計画書(別記様式第3号)を作成し、財政担当課へ提出するものとする。また、予算額の補正又は事業の追加等が行れたときは、随時速やかに提出するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に通知公告を行う建設工事等から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に締結された契約については、なお従前のおりとする。